

## 令和7年かすみがうら市教育委員会3月定例会 会議次第

日時 令和7年3月27日(木) 午前9時～  
場所 霞ヶ浦コミュニティセンター 研修室2

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 教育長報告

### 4 議題

- (1) 報告第 1号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 報告第 2号 かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について
- (3) 報告第 3号 かすみがうら市歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について
- (4) 議案第 7号 かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (5) 議案第 8号 かすみがうら市公立学校医等の解嘱及び委嘱について
- (6) 議案第 9号 かすみがうら市産業医の委嘱について
- (7) 議案第10号 かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第11号 行政組織改編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について
- (9) 議案第12号 行政組織改編に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について
- (10) 議案第13号 令和7年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について

#### 【追加議題】

- (11) 報告第 4号 令和7年度かすみがうら市一般会計予算について(第2稿)
- (12) 議案第14号 かすみがうら市教育委員会の公民館長及び図書館千代田分館の職員について
- (13) 議案第15号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

## 5 その他

- (1) 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について
- (2) 医療的ケア実施依頼書の提出のあった児童生徒の受け入れについて

## 6 閉会

## 令和7年かすみがうら市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和7年3月27日(木) 開会 午前 9時00分  
閉会 午前10時35分
- 2 開催場所 霞ヶ浦コミュニティセンター 研修室2
- 3 出席委員 教育長 井坂庄衛  
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)  
委員 坂本雅子  
委員 梶本梓  
委員 松信亮平
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者  
教育部長 加藤洋一  
学校教育課長 斎藤隆男  
スポーツ振興課長 由波大樹  
生涯学習課副参事(兼)学校教育課副参事(兼)スポーツ振興課副参事 福島真  
生涯学習課長補佐 関川信政  
教育指導主事 金子聡  
歴史博物館長 千葉隆司  
図書館長 鈴木教男  
学校教育課 課長補佐 中村基紀(書記)  
学校教育課 総務担当 永谷恵(書記)
- 6 議題
  - (1) 報告第1号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (2) 報告第2号 かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について
  - (3) 報告第3号 かすみがうら市歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について
  - (4) 議案第7号 かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について
  - (5) 議案第8号 かすみがうら市公立学校医等の解嘱及び委嘱について
  - (6) 議案第9号 かすみがうら市産業医の委嘱について
  - (7) 議案第10号 かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
  - (8) 議案第11号 行政組織改編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

(9) 議案第12号 行政組織改編に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について

(10) 議案第13号 令和7年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について

【追加議題】

(11) 報告第4号 令和7年度かすみがうら市一般会計予算について（第2稿）

(12) 議案第14号 かすみがうら市教育委員会の公民館長及び図書館千代田分館の職員について

(13) 議案第15号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

7 その他

(1) 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について

(2) 医療的ケア実施依頼書の提出のあった児童生徒の受け入れについて

8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

**事務局** 起立、礼、着席。  
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。

**教育長** おはようございます。  
それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。  
これより、令和7年かすみがうら市教育委員会3月定例会を開催いたします。  
最初に、事前に送付いたしました2月定例会及び3月臨時会の会議録について、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただきます、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。  
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき3～4月の教育長動静について報告)

**教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教育長** 特にございませんか。  
無いようでしたら、議事に入ります。  
議案に入る前に、令和7年かすみがうら市議会第1回定例会において、

教育委員会に関する一般質問がございましたので、その内容について教育部長より、報告をお願いします。

## 教 育 部 長

それでは、別途配布しております一般質問及び答弁の内容についての資料をご覧ください。

令和7年市議会第1回定例会における一般質問及び答弁内容の概略について、ご報告いたします。

まず、会期は2月27日から3月19日までの21日間でした。

発言通告は6名の議員からあり、そのうち、教育行政の発言通告は、2名の議員からありました。

まず1人目の久松公生議員ですが、本市の保健・福祉・教育における子供の成長に伴う支援について、2点質問がありました。

1点目は、本市の不登校の現状と支援について質問があり、答弁として、本市の不登校児童生徒は、令和6年12月末現在で、小学校（義務教育学校前期課程含む）では、21名、中学校（義務教育学校後期課程を含む）では、66名、合計87名となっており、令和3年度から増加傾向にあります。

この時期は、全国的にみてもコロナウイルス感染症拡大の影響もあり、不登校児童生徒以外に、コロナ感染回避を理由とした長期欠席の児童生徒数が増え、現状の不登校の状況にもこれらの影響があるのではと考えます。

また、不登校児童生徒に係る支援としていたしましては、教育支援センター「ひたちの広場」を設置し相談事業を実施するほか、校内フリースクールの設置、学校オンライン相談窓口の設置などを実施しています。と答弁しております。

続いて、再質問が何点かありましたが、主なものとしまして、1点目、不登校とならないために、予防対策などどのようなことを行っているかとの質問があり、答弁としまして、教育支援センターにおける相談事業や、学校においても1人1台端末を活用したオンライン相談窓口などの設置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用などを行い、相談体制の充実を図り、さらに、定期的に学校生活アンケートを実施しアセスメントに努めているところです。と答弁しております。

さらに再質問として、不登校などについて、9年間の枠組みで児童生徒一人一人の情報を共有し、個々に対応がなされているかについて質問があり、答弁として、一体型、分離型と学校の状況に応じながら小中一貫教育の推進に努めており、9年間の児童生徒の関わりにつきましましては、小学校から中学校へ情報共有を図りながら、丁寧な引継ぎなど対応に努めているところです。

特に配慮が必要な児童生徒においては、担任のみならず、学校内の教職員が情報共有しつつ適切な対応を図り、児童生徒が安心して学校に通えるよう、より良い学校づくりを目指してまいります。と答弁しております。

次に2点目、本市の支援を要する子どもの現状と対策について質問があり、答弁としまして、令和7年1月末現在で、特別支援学級に在籍する児童生徒は、小学校で172名、中学校で89名、合計で261名であり、ここ数年の推移といたしましては、増加傾向にあります。

特別支援学級への在籍につなげる就学指導につきましまして、小学校入学前に就学時健康診断と合わせて実施する知的発達スクリーニング検査の結果が一つの目安となります。

この検査結果のほか、状況に応じ、より詳細な検査をするほか、公認心理士や学校心理士など専門的な知見を持つ調査員等による調査、並びに市

全体または各学校を単位とした支援委員会での協議、保護者との面接相談等を行います。

これらの検査や調査は児童生徒の状況にもよりますが、在籍する児童生徒も同様に行い、児童生徒の適切な学習環境につながるよう対応しています。と答弁しております。

続いて、再質問が何点かありましたが、主なものとしまして、1点目、就学時健康診断の実施状況と、どのようなことが行われているかについて質問があり、答弁としまして、就学時健康診断については、例年10月ごろに翌年度の新入学児童を対象に就学予定の小学校を会場に実施しており、内科健診、歯科検診、視力検査、聴力検査、知的発達スクリーニング検査を実施しております。と答弁しております。

再質問の2点目、就学前の園児などの情報は、保育所等関係機関と共有しているのかについて質問があり、答弁としまして、適切な就学につながるため、年長児を対象に、配慮が必要な園児の情報提供を各園に依頼をしています。また、指導主事と調査委員（心理士等）で、幼児の実態把握のための訪問を行い、園内での生活状況や、集団活動の様子を参観し、実態把握のための取組をしています。

児童ひとりひとりの適切な就学につながるため、幼稚園、保育園への連携等を引き続き図ってまいります。と答弁しております。

次に2人目の、設楽建夫議員ですが、神立駅を中心とする都市計画の現状と課題についてのうち、主に中心市街地におけるコミュニティ・スクール導入の現状と課題について、導入された際には、学校開放など、どのようなことができるかとの質問があり、答弁としまして、コミュニティ・スクールは学校運営に係る制度であり、直接、学校開放との関連はございませんが、学校施設の開放については、現在、授業や部活動で使用しない時間帯に体育館や武道場などの体育施設を開放する事業を行っているところですが、その他の学校施設においては、現時点において一般への貸出等は行っておりません。

体育施設以外の学校の一般利用については、学校図書館の一般開放などを行っている事例もありますが、学校図書館の開放においては、様々な条件の整理が必要であり、開放するにあたっては、児童生徒に対する防犯上のセキュリティ確保が必須であり、時間帯によっては、施設の警備上の課題もあると考えます。

児童生徒の安全安心な学校生活を確保しつつ、ニーズなども踏まえながら検討してまいります。と答弁しております。

続いて質問主題の2つ目、特別支援学級と放課後児童クラブ、放課後デイサービスについて、3点質問がありました。

まず1点目、特別支援学級の人数等の現状と課題について質問があり、答弁としまして、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、令和7年1月末現在で、小学校で172名、中学校で89名、合計で261名となります。全体の児童生徒数に対する割合としましては、約9.8%となります。

特別支援の学級数は、小学校で28学級、中学校で17学級、合計で45学級設置しております。

課題としましては、特別支援学級在籍児童生徒数において経年推移を見てみますと、年々増加傾向にあり、これに伴い、教室の確保、教職員の確保のほか、担当する教職員の専門性の向上と指導法の改善などが課題と考えております。と答弁しております。

続いて2点目、特別支援学級、放課後児童クラブ、放課後デイサービスそれぞれの教員加配状況についてのうち、特別支援学級に関する部分の答弁としまして、特別支援学級の配置に伴い、学級数に応じて教員を配置し

ています。茨城県において、特別支援に係る教員加配の制度はありますが、定数の関係もあり、本市においては、特別支援学級のクラス定数に応じた教員配置となっております。と答弁しております。

続いて3点目、特別支援学級、放課後児童クラブ、放課後デイサービスの横断的な連携による俯瞰視点からの包括対応について質問があり、学校生活を送るうえで、校内での生活に影響があるものについては、教員が情報共有し円滑な学校生活や支援につなげております。

一方、放課後児童クラブや放課後デイサービスの利用においては、児童本人や家庭の状況、保護者の考え方などによりサービス内容など考慮して選択し利用しているものと考えます。

このようなことから、情報の提供などにおいて、保護者の同意や求めに応じて情報提供や共有に対応しているところでございます。と答弁しております。

**教 育 長**

ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長**

特にございませつか。

無いようでしたら、議事に入ります。

報告第1号「かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

**学 校 教 育 課 長**

資料3ページをお願いします。

報告第1号かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見聴取において、第1回定例会への議案に係る意見聴取の期限まで余裕がなかったため、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項及びかすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第1項の規定に基づき専決処分を行いました。

ついで、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第2項及びかすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

資料4ページは、市長から教育委員会への意見聴取になります。次の5ページが専決処分書になります。

次の6ページにより改正の概要を説明いたします。

改正箇所のうち、教育委員会が所管する内容については、赤字で示しております。

まず、学校運営協議会制度を実施するにあたり、附属機関の委員に、学校運営協議会委員を加え、委員の報酬等について設定するものです。

表の数値につきましては、左から報酬日額の7, 500円、続いて、旅費の車賃、日当、宿泊料、食卓料となります。

続いて、表の下に記載があります『別表第1附属機関の部消防施設等整備検討委員会委員の項を削り、同表備考7中「1校当たりの額」を「1校当たりの日額」に改める』につきましては、補助機関の非常勤特別職とし

て委嘱している学校薬剤師の報酬について、改訂をするものです。

これまで、学校薬剤師につきましては、「1校当たりの額」として、1校25,000円を年額報酬としておりました。

この額については、本県における各自治体の学校薬剤師の報酬と比較しても額が低いことから学校薬剤師会からも報酬の改定を求められていたところでした。

これに伴いまして、年間約3回程度、学校薬剤師として学校へ赴く業務があることから「1校当たりの額」を「1校当たりの日額」とし総額の引き上げを図るものとなります。

説明は以上となります。

**教 育 長** ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長** 質疑が無いようですので、報告第1号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

**教 育 長** ご異議なしと認めます。  
よって、報告第1号については、報告のとおり承認されました。  
次に、報告第2号「かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。  
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

**学 校 教 育 課 長** 資料11ページをお願いします。  
報告第2号かすみがうら市学区審議会委員の解職及び委嘱についてです。

かすみがうら市学区審議会条例第3条の規定に基づき、別紙のとおり解職及び委嘱したので、かすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定により報告し、教育員会の承認を求めるものです。

次の12ページをお願いします。

解職者と委嘱者については記載のとおりとなります。

これは、学区審議会委員として、市議会から推薦をいただき議員1名を委員として委嘱しておりますが、市議会内で常任委員会組織の改編及び委員の変更があり、これらの変更に伴い、市議会議長へ推薦依頼をし、新たな委員の推薦をいただいたことから、前任者の解職並びに新任者の委嘱となるものです。

任期につきましては、令和7年2月7日から令和7年10月31日までとなり、前任者の任期の残任期間となります。

参考としまして、次の13ページに全ての委員を掲載しておりますので参考としていただければと思います。

説明は以上となります。

**教 育 長** ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長** 質疑が無いようですので、報告第2号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

**教 育 長** ご異議なしと認めます。  
よって、報告第2号については、報告のとおり承認されました。  
次に、報告第3号「かすみがうら市歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。  
事務局、生涯学習課 歴史博物館より、説明をお願いいたします。

**歴史博物館長** 資料は14ページをお願いします。  
報告第3号かすみがうら市歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱についてです。

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例第11条の規定に基づき、別紙のとおり解職及び委嘱したので、かすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定により報告し、教育員会の承認を求めるものです。

次の15ページをお願いします。

かすみがうら市歴史博物館協議会委員は、市議会の常任委員会任期満了に伴い新しい方の選定をお願いしました。

解嘱者及び委嘱者については記載のとおりとなっております。任期は令和7年2月7日から令和8年12月31日までとなっております、前任者の残任期間となっております。

参考までに次の16ページが、かすみがうら市歴史博物館協議会委員全体の名簿となっております。

報告は以上となります。

**教 育 長** ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長** 質疑が無いようですので、報告第3号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

**教 育 長** ご異議なしと認めます。  
よって、報告第3号については、報告のとおり承認されました。  
次に、議案第7号「かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。  
事務局、生涯学習課歴史博物館より、説明をお願いいたします。

**歴史博物館長** 資料は17ページをお願いします。  
議案第7号かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱についてです。  
かすみがうら市文化財保護審議会条例第4条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。

資料は18ページとなります。委嘱者8名、すべて再任となりまして引

き続き2年間お願いすることになります。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなり、8人の方を再任でお願いします。

説明は以上となります。

**教 育 長** ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長** 質疑が無いようですので、議案第7号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

**教 育 長** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第8号「かすみがうら市公立学校医等の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

**学 校 教 育 課 長** 資料19ページをお願いします。  
議案第8号かすみがうら市公立学校医等の解職及び委嘱についてです。  
かすみがうら市学校管理規則第20条の規定に基づき、別紙のとおり解職及び委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。

資料20ページをお願いします。

解職者と委嘱者については記載のとおりとなります。

解職者の●●先生から、担当していた霞ヶ浦中学校及び霞ヶ浦南小学校の学校医を辞任したい旨の申し出がありました。これに伴い、辞職願が提出され、後任者について医師会(石岡医師会)に推薦を依頼し、●●●●●●●●●●の●●先生の推薦をいただいたことから、解職、委嘱となるものです。

任期について、●●先生は今年度いっぱいの令和7年3月末日まで、●●先生は令和7年4月1日からとなります。

なお、今回の解職、委嘱後の学校医等の配置については、次の21ページから22ページに記載をしておりますので参考としていただければと思います。

説明は以上となります。

**教 育 長** ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長** 質疑が無いようですので、議案第8号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

**教 育 長** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「かすみがうら市産業医の委嘱について」を議題といたします。

事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

**学校教育課長**

資料23ページをお願いします。

議案第9号かすみがうら市産業医の委嘱についてです。

かすみがうら市学校管理規則第20条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。

次の24ページをお願いします。

委嘱する者については記載のとおりです。任期期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日です。

産業医の委嘱につきましては、労働安全衛生法に基づき、市内学校において、学校を単位として職員数50名以上となる学校に産業医を置くこととなります。

これに伴い、医師会と業務内容の調整などを図りながら、推薦依頼をし、●●●●の●●先生を推薦いただきましたので、委嘱したく承認を求めるものとなります。

説明は以上です。

**教 育 長**

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長**

質疑が無いようですので、議案第9号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

**教 育 長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局、生涯学習課図書館より、説明をお願いいたします。

**図 書 館 長**

資料25ページになります。

議案第10号かすみがうら市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

資料27ページになります。新旧対照表をご覧ください。

今回の改正では、個人に貸し出しできる資料について大型絵本大型紙芝居等を追加して利用の拡充を図るため、施行規則の一部を改正するものです。

説明は以上となります。

**教 育 長**

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長** 質疑が無いようですので、議案第10号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

**教 育 長** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第11号「行政組織改編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について」を議題といたします。  
事務局、学校教育課より説明をお願いいたします。

**学 校 教 育 課 長** 資料28ページをお願いします。  
議案第11号行政組織改編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則についてです。  
行政組織改編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。  
資料39ページをお願いします。  
新旧対照表にて説明させていただきます。まず、第3条になります。  
学校教育課におきまして、総務担当と学校教育担当を併せて、学校教育担当となります。  
次に、生涯学習課とスポーツ振興課を併せて、生涯学習課とします。また、文化振興担当は社会教育担当に、スポーツ振興課においていたスポーツ振興担当と施設維持管理担当は生涯学習課内のスポーツ振興担当となります。  
次に第5条ですが、市長部局並びに教育委員会部局において部に幹事課を置いておりましたが、市長部局において幹事課を置くことを廃止することから併せて廃止するものです。  
続いて、別表第1についてですが、第4条の改正に伴い、課及び担当が統合集約されることから、それぞれの担当における分掌事務を整理するものとなります。  
続いて、46ページをお願いします。別表第2(第12条関係)です。  
生涯学習課、スポーツ振興課が一緒になることから、教育機関(施設)の所属部署について生涯学習課とするものになります。  
続いて、47ページをお願いします。  
市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の改正です。  
歴史博物館内の資料担当を文化財担当に改めることから例規上の文言を整理するものとなります。  
なお、この規則は令和7年4月1日施行となります。  
説明は以上となります。

**教 育 長** ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長** 質疑が無いようですので、議案第11号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

**教 育 長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「行政組織改編に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について」を議題といたします。

事務局、学校教育課より説明をお願いいたします。

**学 校 教 育 課 長**

資料48ページをお願いします。

議案第12号行政組織改編に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令についてです。

行政組織改編に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

資料51ページからの新旧対照表により説明いたします。

主な内容は、組織の改編に伴い、部、課、担当などの名称が変更になることから、既存の組織の名称から新しい組織の名称に変更するものとなります。

第11条、第12条では、総務担当を学校教育担当に変更します。

第15条、第17条では、総務部を総務企画部に、別表第2においては、スポーツ振興課の削除となります。

次にその下、市教育委員会事務決裁規程です。

別表第1の生涯学習課長とスポーツ振興課長の専決事項を生涯学習課長にまとめるものとなります。

別表第2については、総務部長、市長公室長とあったものを総務企画部長に変更するものとなります。

なお、この訓令は令和7年4月1日から施行となります。

説明は以上となります。

**教 育 長**

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

**教 育 長**

質疑が無いようですので、議案第12号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

**教 育 長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「令和7年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について」を議題といたします。

事務局、学校教育課教育指導室より、説明をお願いいたします。

**教 育 指 導 主 事**

資料55ページになります。

議案第13号令和7年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定についてです。

令和7年度かすみがうら市学校教育指導方針について、別紙のとおり策定したいので、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則

第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

次の56ページをご覧ください。

令和7年度かすみがうら市学校教育指導方針を別紙のとおりに示しました。令和6年度との変更点を中心に説明します。

学校教育目標、目指す子どもの姿、基本理念については昨年度と変更はありません。

目標実現のための教育指導室の運営の重点については、2点改正を行いました。

一つ目は、改革意識をもった教育計画という文言に令和7年度は変更しました。令和6年度では、業務の見直しによる働き方改革の推進としていましたが、今までも十分見直しをしており今年度は新たな視点を取り入れるような業務改革、改革意識をもっていくことを指導の中心としていきたいと考えています。

二つ目は、各校が9年間を見通した教育計画を適切に推進するための支援という文言に変更しました。令和6年度は、各校が学校改善プランの教育計画を適切に推進するための支援としていたが、小中一貫教育の推進をさらに進めていきたいという思いから変更となりました。

次の57ページをご覧ください。

1. 確かな学力の定着の項目では、3番目の探究的な学びの充実や指導体制の工夫に文言を変更しました。令和6年では、学習方法や指導体制の工夫でした。変更理由としては、県の教育指導方針で探究的な学びがかなり重点化されており、それを受けてかすみがうら市でも文言の変更を行いました。それ以外は変更ありません。

2. 豊かな心の育成の項目では、1番目の発達支持的生徒指導を基盤とした学年・学級経営の充実と文言を変更しました。令和6年度は、温かい人間関係を基盤としたという文言でしたが、生徒指導提要の変更に伴い発達支持的生徒指導という何か起こる前にしっかりと子どもたちを支えるような指導をしていくということに重点を置くということで、国の指針を受けて変更となりました。3番目のチーム学校による生徒支援の充実という文言に変更しました。令和6年度は積極的な生徒指導の推進でした。生徒指導提要の中では、生徒指導から生徒支援へと文言が変更になっていますので国の指針を受けて、かすみがうら市でも意識改革をするために文言を変更しました。4番目の福祉教育や人権教育の充実の項目の中の重点内容となっている教職員と児童生徒が共に、人権感覚を身に付け、多様性を尊重できる誰もが安心して過ごせる学級の実現という文言を変更しました。令和6年度は、児童生徒が中心となっているところがかかれていましたが、先生も含めてみんなで人権意識を高めるという文言にまた多様性を認めていく尊重するということを強調するために変更となりました。

次の58ページをご覧ください。

3. 健康の増進や体力の向上の項目では、3番目の体育・保健体育の授業展開の工夫の重点内容となっているところで9年間を見通したという文言に変更しました。令和6年度は、ICTを効果的に活用しとっていました。体育実技の中のICTの活用を重視していましたが、小中一貫教育を見据えて9年間を見通した教育計画をしていくということを中心化していきたいと考えています。

4. 時代の変化やグローバル社会への対応の項目では、地域との連携・協働の促進を新たに追加しました。令和7年度からコミュニティスクールが、かすみがうら市でも本格的に動き出します。それに伴い文言を追加しました。令和6年度は、環境教育の充実という項目でしたが、それを2番

目のキャリア教育・郷土教育・環境教育の充実というように整備をいたしました。

次の59ページをご覧ください。

5. 特別支援教育の推進の項目では、1番目の適切な学びの場の検討に至る段階的なプロセスの活用に文言を変更しました。令和6年度では、一人一人の障害の状態に応じた指導の充実となっていました。今は組織的に学校をあげて一人の子どもの状況について検討すること、特に校内支援委員会の活性化が求められています。それを受けてこの項目を変更しました。

また、小中一貫教育推進のねらいの図を刷新しました。特に意識していることは、9年間を通して子供たちを育成していく、その目標が「生きる力」の育成、「郷土のよさ」の実感をするためとなっています。その目標に向けて9年間を通して教育計画をたててじっくり教えていくという目標としたので、このように変更しました。

説明は以上となります。

**教 育 長**                    ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

**稲 生 委 員**                    57ページの豊かな心の育成の項目の発達支持的生徒指導という言葉の説明してもらいましたが、じっくりこないです。先生方が子どもたちと向き合う時の向き合い方について、子ども一人ひとり違いますし、先生方も一人ひとりやり方が異なると思います。教育委員会の指針に沿うだけでなく、その先生らしさを子どもたちとの向き合いの中で考えて欲しいということをお願ひしたいです。そうすることでその先生の良さや個性を向き合った子どもたちも感じ取れると思います。言葉自体が難しいですが、説明の中で子どもたちとの向き合い方が大事ということなので、その先生らしい向き合い方を考えて欲しいと思います。

**教 育 長**                    教育指導室、いかがですか。

**教育指導主事**                    発達支持的生徒指導という言葉自体が新しい言葉ですので、先生方にしっかり定着していくように、そして一人ひとりの子どもたちの良さの認め方についてはその先生の良さや個性を大事にしながら、その理念について訪問等を通してしっかり指導をしていきたいと思ひます。

**教 育 長**                    その他にございますか。  
指導室では、学校に対してどのように伝えるのでしょうか。

**教育指導主事**                    4月に校長、教務主任を集めて市内一斉に伝える場を設けます。また4月の期間なるべく早い時期に1校1校訪問し、教育指導方針をしっかりと伝えていきます。全教職員に指導室からの言葉として伝えていきたいと思ひます。

**教 育 長**                    その他に質疑が無いようですので、議案第13号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

**教 育 長**                    ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。  
以上で本日予定していました付議案件の審議は終了しましたが、事務局から議題3件を追加したいとの申し出があります。  
本日の議題に追加してよろしいか伺います。

(「意見なし」の声あり)

**教 育 長**

ご異議なしと認めます。  
よって、本日の議題に追加することにいたします。  
追加議題について、配布願います。  
それでは、追加議題1の報告第4号「令和7年度かすみがうら市一般会計予算について(第2稿)」を議題といたします。  
教育部長より、説明をお願いいたします。

**教 育 部 長**

ただいま配布しました資料1ページをご覧ください。  
報告第4号令和7年度かすみがうら市一般会計予算について(第2稿)についてです。第1回定例会への議案再提出に係る意見聴取の期限まで余裕が無かったため、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項及びかすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第1項の規程に基づき専決処分を行いました。  
ついては、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第2項及びかすみがうら市教育委員会事務専決規定第2条第2項の規定に基づき報告し、教育委員会の承認を求めるものです。  
内容としては、資料8ページをご覧ください。  
歳出の部分で小学校管理運営に要する経費と歴史博物館管理運営に要する経費の予算に一部変更がありましたので、報告をいたします。詳細については、学校教育課長ならびに歴史博物館長より報告いたします。

**教 育 長**

まず学校教育課長からお願いします。

**学 校 教 育 課 長**

資料5ページをご覧ください。  
学校教育課所管の部分について説明いたします。小学校管理運営に要する経費2億2671万4千円です。  
予算内容の変更点につきましては、会計年度任用職員(学校校務員)の雇用に係る報酬等の予算が新たに追加されています。  
これは、学校校務員の配置について見直しを行い、小中併せて7名であったところ、3名で中学校へ配置する予定で予算計上しておりましたが、市議会からの意見を踏まえ、再考いただき小学校に2名の学校校務員を配置する予算が追加となったものとなります。追加となった予算科目及び予算額についてですが、資料8ページをご覧ください。小学校管理運営に要する経費の01会計年度任用職員(学校校務員)報酬203万6千円から08節会計年度任用職員費用弁償17万1千円までとなり、合計で298万9千円の増額となります。  
学校教育課からの説明は以上となります。

**教 育 長**

続いて歴史博物館長をお願いします。

**歴 史 博 物 館 長**

歴史博物館の予算の修正点について説明いたします。1月定例会の時に説明しました歴史博物館内のミュージアムショップのサムライミュージアムに関わる件となります。この予算の中で窓口業務を業務委託すること

で進めていたところ、市議会からご指摘ご意見をいただきましてその分を令和6年度と同様に会計年度任用職員で賄うことになり、歴史博物館の受付業務を委託するところを元通りの会計年度任用職員で対応することになりました。

予算の変更点については、資料6ページから7ページの中の会計年度任用職員の予算となります。資料8ページの歴史博物館管理運営に要する経費の01会計年度任用職員報酬から08の会計年度任用職員費用弁償までが令和6年度と同額の金額となって修正となりました。

説明は以上となります。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑が無いようですので、報告第4号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。  
よって、報告第4号については、報告のとおり承認されました。  
次の議案に入る前にお諮りいたします。

追加議題2・3の、議案第14号及び議案第15号は、教育委員会事務局の人事に関する内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を『非公開』としてよろしいか伺います。

(「意見なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第14号から15号は『非公開』といたします。

----- [以下、非公開] -----

議案第14号 かすみがうら市教育委員会の公民館長及び図書館千代田分館の職員について

議案第15号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

----- [以下、公開] -----

教 育 長 以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。  
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。  
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

**教 育 長** ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長** 続いて、その他の事項に移ります。  
その他報告事項又は質問等ありましたらお願いいたします。  
それでは学校教育課長をお願いします。

**学 校 教 育 課 長** 既にお配りしている資料について、説明させていただきます。学校教育課から2点ほど説明させていただきたい項目がございますので、よろしくをお願いします。

まず1点目は、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定についてです。学習者用コンピュータ(1人1台端末)の更新を令和8年度に計画しているところですが、文部科学省から「令和7年度以降に学習者用コンピュータの整備又は更新を行うものは、原則として令和6年度末までに、各種計画を策定し、公表する」旨を示されていることを受け、当市においても計画を策定するものです。

まず、別添1 端末整備・更新計画になります。本市におきましては、令和8年度に端末の更新を予定していることから、令和8年度の児童生徒数見込みにより整備台数を計上しているものとなります。

次のページをご覧ください。別添2 ネットワーク整備計画になります。

1人1台端末の授業利用においては、Wi-Fiなどのネットワーク回線における十分なネットワーク速度の確保が必要となります。現在、本市においては十分なネットワーク速度が確保されておりませんので、確保に向けたアセスメントの実施及び改善のスケジュールなどについて計画するものです。

続いて、別添3 校務DX計画になります。

校務のDX化に向けた現状と課題を整理し、今後の取り組み方針を示した内容の計画となっております。

続いて資料5ページに移りまして、別添4の1人1台端末の利活用に係る計画となります。

1点目として1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿として目標を設定しております。2点目としてGIGA第1期の総括として現状と課題を整理しております。3点目として1人1台端末の利活用方策として、今後の利活用、体制整備について整理しております。

このように策定した計画につきましては、茨城県に情報提供するとともに、市学校教育課ホームページに掲載し公表を行います。

この件についての説明は以上です。

続きまして、もう一枚の別添資料(1ページのみ)をご覧ください。医療的ケア実施依頼書の提出のあった児童生徒の受け入れについて説明い

たします。12月の定例教育委員会で説明いたしました「かすみがうら市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」に基づき、令和7年1月28日付で医療的ケアの実施について申請があり、令和6年度第1回市医療的ケア検討委員会を開催し審議した結果を受けまして、受け入れを決定しました。

対象者は下稲吉小学校新1年生です。傷病名はI型糖尿病、必要な医療行為は血糖値管理、給食前インスリン注射、看護師の配置については部分配置となり、委託によって看護師を派遣いただくという形になります。

**教 育 長**                    ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

**稲 生 委 員**                小学校6年間、中学校3年間の期間使う端末は、小学校で使っていたものをそのまま中学校でも使わせるということでしょうか。そのあたりの仕組みを説明してほしいです。

**教 育 長**                    学校教育課長、お願いします。

**学 校 教 育 課 長**            学校で使用する端末についてですが、学校に配置ではなく個人に配置する形になるので中学生でも小学生でもグーグルクロームブックという端末を活用させていただきますので機種は一緒になります。中で使うアプリケーションで料金がかからないものに関しては教育委員会に相談をしていただいてからインストールの許可をしたり、ソフトウェアを変えたりすることもあります。ベーシックなものは同じものです。

例えば1年生で受け取ったものは、5年生の時に更新となった場合は6年生で新しいものをもらい卒業までそれを使ってもらいます。卒業後は、その端末を今度は新1年生に移行して循環させていくことになります。ネットワーク環境なので、情報漏洩やこういうものを使うことによってID管理端末となりますので、基本的には学習記録もクラウド上に残るため管理が一体化していくので、端末の交換はよほどの故障がないと変更はしない形になります。学校が変わるとIDは変わりますが、端末の機種が変わることではないです。

**稲 生 委 員**                それでも7・8年経つと端末が古くなるので、それを新しくしていく形になりますか。

**学 校 教 育 課 長**            前回も一括購入しています。1ページの表のように人数が推移していくので毎年台数に余りもあります。OSの適性や適用、機器のバージョンもあり、国の補助金や県内でいくつかの市町村含めて協同調達という形で対応しているので、定期的な更新があります。ただし、年数に限ってはそれぞれの市町村の財政状況や考えがあるので通常は5～6年ほどですが、当市では令和8年度の更新と考えています。

**稲 生 委 員**                機械なのでバージョンアップ等があって、大変なことだと思います。ただ、子どもたちがより良い環境で学ぶことができるというのは、我々が子どもたちにできることだと思いますのでよろしくお願いします。

**教 育 長**                    確認ですが、小学校の端末は中学校へ持っていかないということでしょうか。

学校教育課長

小学校の端末は中学校へ持っていかないこととなります。

そのことについて、補足させていただきます。学校ごとに一人のID管理を割り振ります。その学校ごとにその割り振りを変えていくことはありますので、教員の方で端末の情報管理をしていくので、現状としては学校ごとでの割り振りになっているということです。

教 育 長

端末に直接関係はないですが、児童数が毎年100人ほど減っている現状があり令和10年度には2188人となっております。令和11年度以降も100人ほど減る状況となっております。

それ以外に質疑はございますか。

坂 本 委 員

説明していただいたものと直結するものではないのですが、報道等色々なところの課題ということで、GIGAスクール構想が普及したことで全国的なレベルの課題として学校から支給されたデバイスに学習に関係のないものは入れないと約束がありますが、セキュリティをかいくぐり学習に関係ないものがデバイスに入っているということが非常に多いという報道があります。

このデバイスに関しては、学習に必要なものに関して倫理的に入れられないという約束事になっているのか、それともセキュリティ上入らないということになっているのか簡単に教えてください。

学校教育課長

基本は学習に関係ないものは入れないという約束事ですが、アクセス権限の中で許可制になっているのでアクセスできないようになっているはずですが、アイフィルターというソフトもインストールしているので、入らないようになっているはずですが、実態的に関係ないものが入っているかどうかは現状分かりませんが、基本的には入っていないと認識しています。約束事と機能的にも制限をかけています。アドレスドメインも特殊なものになっています。情報漏洩の話につきましては一部アプリケーションの中で市内の同じドメインを使っている状況のため、ホワイトボードアプリ（みんなで討議をするアプリ）をインストールしているのですが、南小の子が北小の子のアドレスが見ることができる状態であった、検索機能の中で自動でポップアップで後方検索が可能な状態だったという報告がメーカーからありました。昨年4～5月の2ヶ月間だけで今は改善されています。ただ、ドメインが特殊であったため、同じドメインを使っている子たちしか見れなかったということで他からのアクセスはなかったという点はフィルターやセキュリティがかかっているため、外部からのアクセスはしばらく十分なセキュリティに入っていると考えられます。しかしながら、インシデントには該当となる案件でしたので、事故等はありませんでしたが国には報告をしている経過はあります。

教 育 長

その他にございますか。

坂 本 委 員

3ページの校務DX計画について、2月末の3校合同の発表会も参観させていただいて、講師の先生もDXは校務からという話も聞いたのでDX化進むのは良いことだと思います。学校とのやり取りではFAXが多いです。そういったものもメールでいうようになると思うのですが今はメールアドレスも公にしないということもありますが、そういうものも含めて計画的に進むと理解してよろしいのでしょうか。

学校教育課長

新機能の取り組み（DX化やICT）に不慣れな世代の先生方がいるのも現状ですが、近年ではペーパーレス化、押印の省略ということでメール

でのやり取りがしやすい環境になってきています。ただ、すべてが新機能の取り組みに対応していることではなく、手作業の入力も発生しているのでそれをアプリケーションやソフトウェアの力を使いながら自動入力での対応を推進していこうと思います。一人ひとりの校務用端末をそろえたりと環境を整えていけたらと思います。

当市でも校務支援システムを導入しており、今後は県で取りまとめた校務支援システムに移行していこうという動きがあります。詳細については令和8年度からとなっています。

校務用システムは色々なメーカーで出しており、当市で使用しているシステムは44の自治体のうち30ぐらいが同じシステムを使用しています。ただ、土浦市、石岡市、牛久市、龍ヶ崎市と共同調達という形になっていますので、他市と歩調を合わせながらまた契約期限等と調整しながら県の統一システムに移行していければと考えています。校務支援システム等を活用しながらこの取り組みを推進していきたいと考えています。

**教 育 長**

その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。

次回の教育委員会4月定例会は、令和7年4月23日（水曜日）午前9時から、千代田コミュニティセンターで行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**教 育 長**

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の教育委員会3月定例会を閉会いたします。  
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

**事 務 局**

起立、礼。

閉会 午前10時35分

- 10 議決事項
- 報告第 1 号について承認
  - 報告第 2 号について承認
  - 報告第 3 号について承認
  - 報告第 4 号について承認
  - 議案第 7 号について可決
  - 議案第 8 号について可決
  - 議案第 9 号について可決
  - 議案第 10 号について可決
  - 議案第 11 号について可決
  - 議案第 12 号について可決
  - 議案第 13 号について可決
  - 議案第 14 号について可決
  - 議案第 15 号について可決